

平成 26 年度

第 2 回豊島区地域包括支援センター運営協議会

議事録

(要旨)

# 平成26年度 第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会

平成26年12月19日(金) 午後6時から  
於:本庁舎4階 第一委員会室

## 1 議 事

(1) 平成26年度地域包括支援センター上半期活動報告

(2) 平成26年度地域ケア会議報告

- ・地域ケア会議の実施状況について
- ・第1回地域ケア会議(全体会議)報告

資料1-1

資料1-2

(3) 基幹型センターの設置について

資料2

(4) 平成26年度介護予防支援業務委託事業所の承認について(追加分) 資料3

(5) その他

(午後 6 時 00 分開会)

○事務局 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。平成26年度第2回豊島区地域包括支援センター運営協議会でございます。

本日は、お忙しいところ、また、お寒い中、お集まりいただきましてありがとうございます。

私は、事務局を務めます高齢者福祉課長でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

早速議事に入らせていただきたいと思います。進行につきましては、会長、よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、議事に従い、進めさせていただきます。資料が多いので、区切りながら進行したいと思います。初めに、議事（1）平成26年度高齢者総合相談センター上半期活動報告について、事務局及び各地域包括支援センターより報告をお願いいたします。

#### 〈資料説明〉

○会長 議事（1）について、ただいまのご報告についてのご感想、ご質問などはいかがでございましょうか。

○委員 各地域包括支援センターさんは、地区懇談会の出席者、参加者をかなり工夫して、いろいろな事業所あるいは消防、警察、宅配、新聞販売店、その他ありますが、これはご自分の地区にあるので、そういうメンバーになったか。それとも、意図を持ってお呼びしたのか。どうでしょうか。例えば、消防をお呼びになったところはいけよんの郷地域包括支援センター、アトリエ村地域包括支援センターもありますけれども。何か意図を持って出席者を考えて、毎回、呼んでいらっしゃるのか。それとも、何か別の理由でしょうか。

○会長 いけよんの郷地域包括支援センターとアトリエ村地域包括支援センターの方、順番にお願いいたします。

○いけよんの郷地域包括支援センター 消防署の方には、前回も来ていただいているのですが、いけよんの郷地域包括支援センターの地域で、かなり長い間、火事による死者が出ないという期間が続きまして、非常に喜ばしいことだったのですけれども、それが長く続くようにということで、消防署から消防の活動についてPRしたいという希望もありまして、消防署の方に来ていただいています。また、消防署でそれぞれのお宅に伺つて、防火の点検などをすることもありまして、そのPRも兼ねていました。

今年後半になりました、残念ながら死亡した方が一人いらっしゃいましたので、さらに協力しまして、消防署の方と一緒に地域の方を回って、おうちの中の防災の点検について協力をしております。

いけよんの郷地域包括支援センターは以上です。

○会長 アトリエ村地域包括支援センターの方、お願いします。

○アトリエ村地域包括支援センター アトリエ村地域包括支援センターも、池袋消防署の方とは通常から防火指導など、個別の相談のため、一緒に訪問をしていただいて、危ない機器の状況などについて指導をしていただき、その後のフォローもしていただくという関係がありましたので、今回、呼ばせていただききました。その後、11月にも3件の方のところに回らせていただくなど、ふだんからのつき合いもあります。今回は、認知症の方への見守りという形ですが、やはり防火指導の中に認知症の方も多かったので、参加していただきました。

目白警察については、生活安全課の方に、特に認知症の方だけではなく、ふだんからいろいろなやりとりが多いので、こういう機会にはできるだけ参加していただくようにしています。

○会長 ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

○委員 もう1点。警察署の担当は生活安全課になるのでしょうか。

○アトリエ村地域包括支援センター 多くの場合、生活安全課の係長さんに来ていただいている。

○会長 よろしいですか。そのほかご質問、ご意見などお願いいたします。

○委員 本当に大変な作業をやっていらっしゃると思い、頭が下がる思いですが、統計というか報告書のとり方の問題かなと思っていますが、報告書を見ますと、地区懇談会で、四つぐらい内容が挙げられて、上記以外というふうにまとめられているわけですが、実際上、上記以外にチェックがされているものがほとんどのように思われて、この整理の仕方というのは、上記以外というのは例外というか、あってはいけないというわけではないのですが、これだと、後に統計をとるときに非常にとりづらいと思いますので、少し工夫をいただいたほうがいいのかなというふうに思いました。

○会長 お願ひいたします。

○事務局 こちらの報告書は区で作成していますけれども、何分にもまだどういったものがいいのか、試行錯誤の途中というところもございますので、確かにご指摘のとおり、今後、継続的に同じ条件で統計等をとっていかなければいけないと思いますので、来年以降、本格実施という位置づけもございますので、それに向けて、今年度、きちんと整理していくかと思っております。

○会長 そのほかご質問、ご意見などはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 私からも幾つかお伺いしたいのですが、まず、これは中央地域包括支援センターの5ページのところ、B欄、C欄の部分になりますが、成年後見制度につながるまでの金銭管理についての課題がありまして、成年後見制度開始までの間を支援する社会資源の創設ということが書いてありますが、日常生活自立支援事業もその前段階への対応としてあるとは思いますが、それで足りない部分というのはどういったところなのか、具

体的にご紹介いただけたとありがとうございます。

○中央地域包括支援センター ここで書かせていただいた不足しているという意味が、既に成年後見制度の活用が対象になる、後見相当程度の方が実際に後見人の選任がつくまでの期間にやはり二、三ヶ月かかる現状の中で、その間、支える何らかの社会資源がない中で、そこをどうするかという意味で書かせていただきました。

○会長 わかりました。申請してから決定までというのがやはり即というわけにはいかないですので、そういうところの不足に対するサービスということですね。

次に、ふくろうの杜地域包括支援センターの7ページですけれども、C欄のところに、高齢になって問題が大きくなる前に、若いうちから地域や関係機関との交流が確保できないかと書いていらっしゃいますが、これもとても重要な共通課題の一つになると思いますが、この対応として何かアイデアなど、あるいは、今後、若いうちからの対応となると、地域包括支援センターだけでできるのかどうかというような、悩ましい面もあると思いますが、その点については、どのようにお考えになっているのでしょうか。

○ふくろうの杜地域包括支援センター 私どもも、具体策というと、皆目見当がつかないというような状況にまだおりますが、高齢者の方のお宅に伺って、同居されている息子さんなどとかかわりができて、高齢者の方が例えばお亡くなりになった場合、それ以降も、精神障害がある息子さんなどは、私たちを頼って電話をしてこられたりということはあります。今後を考えたときに、その方が高齢になっていった場合、今、私たちとつながっていると、私たちもとてもフォローがしやすいなというふうに感じるところがありまして、もちろん私たちだけで今後もフォローはできないし、その方もいろいろな区の関係機関その他にはつながっていますが、何かしら皆でそういったような形で見守るところができるといいかなというふうに考えているという、まだその段階です。

○会長 その辺もとても重要な問題で、高齢の親と未婚の子どもという中での課題を結構いろいろな地域から伺っておりますが、未婚の子どもの支援までは地域包括支援センターではできない。しかし、何年か後には、確実に孤立した高齢者になるだろうということが予測される中で、予防対策をどうするのかというところの問題は、非常に重要な点です。幸い豊島はコミュニティソーシャルワーカーという仕組みもあるので、逆にそういった高齢世帯を通して発見した問題をまたCSWに返していくという中で、地域共通課題への対応を連携してできるような形にしていくというのも、また一つの対応策かなというふうに思います。

もう一点、アトリエ村地域包括支援センターの中で、商店街のステッカーの話は、とてもいい取り組みだと思いますが、同じようなことを、デンマークのブルージュという観光地でもやっていたなと思いますが、ここまで持つていったことのご苦労もちょっとお話しいただきましたが、何か補足でご説明いただくようお願ひいたします。

○アトリエ村地域包括支援センター 結構練りまして、高齢者110番という名称でつくり、商店会長に持つていきましたが、いいねと言ってくれたのですが、高齢者じゃなく

てシニアがいいねとのご意見をいただき、シニア110番という形でつくり直しましたが、我ながら私一人でつくるのではないですが、いいものができたかなと思っております。

このステッカーについてですが、実は商店会でやるお祭り、あと地域のちょっと若い人たちが集まって、幾つかの商店街をつなげようという、働きというか運動というか、運動までいかないのですが、そのような集まりが今あり、そういうところにも参加させていただきながら、地域の人たちから何か発信してもらうという形を何とかとるように、心がけており、それがうまくいってきているかなというふうな感触を得ています。

○会長 それぞれの地域特性の中での取り組みというところでは、とても具体的でおもしろい事例がたくさん出ていると思います。ぜひ、まねできるところはまねをして、地区ごとの差も出ないように、地域包括支援センター間でご検討いただければと思います。

○委員 先ほど、会長からのご質問の中で、中央地域包括支援センターの成年後見制度につながるまでというお話があったわけですが、私はこれを読んだときに、申し立てまでの問題だと思っていたので、確かに大変だなと思いましたが、今のお話ですと、申し立て後、時間がかかるからというところに焦点を当てられているとすると、それはやりようがあるのではないかというふうに思います。

これは弁護士としての意見として聞いていただきたいのですが、ご承知のとおり、成年後見の申し立てをするときに、財産管理の必要性あれば、財産管理者の選任という形で、審判前の保全処分はできるわけですし、それをむしろ示唆するというような皆様方の役目もあるのかなと思います。逆に、申し立てから選任まで3ヶ月もかかっているケースというのは、もちろん親族で非常に紛争性が高いというケースもありますが、私がご相談を受けたり、実務で見ている限りでいうと、必要書類がそろっていない。だから、裁判所のほうで動けないというのも少なからずあるように思います。そういう意味では、申立書類について、裁判所にできるだけ早く審判を出してもらうように、どこまで支援していいのかというのはありますけれども、そのあたりを含めて、ご尽力いただくということもあるのかなと思います。

3ヶ月というのは、相当紛争性が高いのか、もしくは、後見人の候補者がなかなか決まらないケースなのかなと思うので、一概にそれを一般化することはできないのではないかと思いました。

○事務局 区長申し立てに限ってですけれども、早いケースは4日で審判がおりております。長くかかるのは、鑑定が入ったときぐらいで、大体、1ヶ月以内に判定はおりております。実際、実務として、確定まで2週間とか、登記事項をとるまで1週間とか、そういうことが結構出てきたりしますが、それぞれの専門家の先生方はまだ正式には動けないけれどもとおっしゃりながら、実際にはいろいろ動いていただいているので、大体、1ヶ月後ぐらいには動ける場合が大半です。

○会長 その点については、よろしいでしょうか。何か補足することはございませんか。

大丈夫ですか。

(はい)

○会長 そういったところも含めて、今後、また対応いただければと思います。

それでは、続きまして、議事（2）平成26年度地域ケア会議報告について、事務局より説明をお願いいたします。

〈資料説明〉

○会長 ただいまの議事についてのご質問、ご意見などはいかがでしょうか。

○委員 前段で各地域包括支援センターさんから地域の課題をたくさん挙げていただきしておりますが、全体会議というのは、なかなか頻繁に開けませんので、その中の区としての課題の検討及びその吸い上げというのは、どのような形になっているのでしょうか。

○会長 お願いいいたします。

○事務局 地域ごとの地域ケア会議につきましては、隨時行われるわけですが、そういう中からも、当然すぐに区として対応することが必要なことにつきましては、区のほうに情報が入りまして、隨時対応しているところです。この全体会議の位置づけとしましては、それを区全体で共有したほうがいいこと、さらには、それをもとに、個別の対応ではなくて、仕組みづくりも含めまして、政策決定などにつなげていくという、そういうレベルのようなことが必要な場合に、全体会議で議論して、区として対応していくことが今、必要なのかなと思ってございます。もちろん内容によってということがございますけれども、その辺の仕組みはまだ2回目ですけれども、少しずつできてきてているとは思いますが、そこをしっかりとつくり上げていかなければいけないなというふうに思っているところです。

○福祉総務課長 今回、このメンバーをごらんいただきまして、関係機関、消防、警察、先ほどのご意見にもございましたけれども、そういったところとともに、住宅課長なども入っております。そういったことで、福祉課題だけではなくて、まちづくりといったようなところで、今回のご発言の中でも、横断歩道を高齢者の方が渡っていくのに、今の歩行者向けの時間ですと、なかなか渡り切れない方がふえてくる、そういったような課題意識をいただいたところでございます。それらにつきましては、直ちに信号の時間を長くするとかというのはなかなか難しいところですが、そういった課題意識を高齢社会が進んでいくにつれて、町のあり方自体も検討していく必要があるなといった这样的なことをいただきまして、これを都市整備部のほうに伝えることができました。

こういう取り組みが今後進んでいきますと、福祉コミュニティといったようなものが一般コミュニティと同じような考え方になっていくというようなことも、萌芽としてはあり得るのかなというふうに思っておりまして、期待しているところでございます。

○会長 そのほかご質問などはいかがでしょうか。

○委員 課題の検討のところですけれども、民生委員との連携というところで、地域包括ケアシステムについて、民生委員の活動が重要になってくると思います。そこで、多分、

どこでも問題になると思いますが、情報共有というところで、個人情報の保護ということがいつも壁になっていて、特に防災について情報が共有できなかったということで、民生委員の方たちとか、地域包括支援センターなど、いろいろとお話を聞くと、壁が大きくて、困っているというお話をどこでも聞くわけですけれども、豊島区としては、この情報共有というのはどうお考えなのか、お聞かせください。

○福祉総務課長 個人情報の壁というのは、本当に難しくて、デリケートで、大変苦慮しております。今回、要介護3から5とか、障害の手帳を持っている方といったような方につきまして、どこにお住まいなのかというような情報につきましては、ご本人の同意があつて初めてですけれども、五千数百件の方の名簿をそれぞれの地区に分けて、民生委員さん、あるいは町会、消防、警察といったところと共有することができました。しかしながら、その先のコアな情報、個別のご事情といったようなことについて、民生委員さんからあそこが心配だといったようなところでお話があつて、それを地域包括支援センターで対応していった、そのホットな情報について、フィードバックが欲しいという今回のご要望です。

それにつきましては、やはり地域包括支援センターのご判断で全てをというのは、荷が重たいというようなことがございまして、そういったときに、どういうような形で、民生委員さんにフィードバックをしていくのかということについては、検討課題とさせていただきたいというように、一つ共通の課題にできたところが、意味があったのかなというふうに思っております。

○会長 よろしいでしょうか。この個人情報保護の問題と、やはりその後の対応の報告というところは、信頼関係の形成と、情報の循環というところでは、非常に重要なところになるわけですけれども、この点については、ぜひ引き続きまた検討いただきたい、条例などに反映が必要でしたら、そういう面の検討もしていただければと思います。

そのほかはいかがでしょうか。

(なし)

○会長 地域ケア会議につきましては、まだ今年から本格的に実施というところで、いろいろと戸惑われる部分もあるかと思うわけですけれども、昨年、いろいろ苦労しながらマニュアルをつくっていただきまして、今年それを運用していったわけですけれども、どういった点で改善されたとか、あるいは加筆されたとか、マニュアルについて、実施した結果を踏まえた上での状況について、少し教えていただければと思います。

○事務局 昨年の準備会では、地域ケア会議の骨組みをつくりました。今年度は、より詳細な部分を煮詰めていくということで、今後の検討として、報告書等の様式も今年度きちんとしたものに取りかえます。昨年度2月の地域ケア会議のときには、地域包括支援センターで持っている地域課題をどうやって区のほうに上げて、それをどうやって政策に結びつけていくのかというラインがうまくできていませんでした。そのため、どういう方向でその課題を通知したらいいのかというところで、まず報告書を整備しました。

先ほど見ていただいた地区懇談会の報告書の中に、A欄、B欄、C欄ということで、困難ケースの取り組み、それから情報共有したいこと、それから今課題として捉えていること等を整理して書くことで、各地域包括支援センターの中で、どういうことが課題として挙げられているのかということを、全地域包括支援センターと区で共有しました。

全体会については、その課題の中から、これは関係機関で解決できるのではないか、これは外部のところに持つていって、助言をしてもらう必要があるのではないかというような取捨選択、振り分け等をするという作業を事前にやって、今回、全体会につなげたところ、2月の結果よりもいいものができたなと思っています。

今回、全体会議を終えて、オブザーバーの先生からもいろいろ助言をいただいた中で、せっかく皆さんのが困難ケース、問題課題に取り組んで、結果を出したものを何にも反映していないということはもったいないので、それがどういう成果に結びついたのかといふことも、記録として残していくがいいのではないかという助言等をいただいているので、今、報告書の中にそういう項目を入れるということを取りかかっています。

今回、全体会議では、各地域包括支援センターの地区懇談会しかあげていませんが、豊島区の特徴としては、専門会議といったものの中から出てきた地域課題等の話し合い等も地域ケア会議の中に入れているので、2月のときには、その課題抽出等も盛り込めるような形で、準備しているところです。

○会長 ありがとうございます。やっぱりこれも走りながら考えるというものですので、そういうたP D C Aのサイクルにのっとって、きちんと進められていると思いますので、ぜひ、また今後の取り組みもよろしくお願ひいたします。

そのほかご質問、ご意見などはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、次、議事（3）高齢者総合相談センターの機能強化について、事務局より説明をお願いいたします。

〈資料説明〉

○会長 議事（3）についての質問はいかがでしょうか。

○委員 以前にもご説明いただいているかもしれないですが、今ある地域包括サポート係とこの基幹型の業務のすみ分けといいますか、関係はどのようになっていますか。

○事務局 地域包括サポート係との関係ということですが、今現在の地域包括サポート係は、当然、これまで各高齢者総合相談センターの支援といった役割をしております。それを発展させるといった位置づけと思っています。発展と申しましても、改めてここに書いたような業務内容を位置づけることによって、区の責任を改めて今回の制度改革とあわせて明確にしてやっていく。これまで、あくまでサポート、支援という言葉はありましたか、どこまでやるという範囲が明確ではなかったところもございます。そのため、やってはきてはいますが、十分じゃないところもございましたので、改めて、これらについて責任を持ってやっていくといったことを考えてございます。

○委員 そうしますと、新たに責任を明確にしてつくられたということですが、その段階で、各地域包括支援センターさんのご意見、あるいは、もっとこのような形を、あるいは、こういうサポートをというご意見の集約はどのような形がありましたか。

○事務局 それにつきましても、これまで地域ケア会議をつくるような段階で、随時、意見交換はしておりますが、これまで改善はされてきているというふうに思ってございますけれども、まだまだ不十分なところがあると思っています。例えば、高齢者総合相談センターの機能として、地域のケアマネに対する指導といった業務もありますけれども、実際、現場としてはなかなか難しいなというようなところもございます。そういうところを区としてしっかりと責任を持って指導、支援できる体制でないといけないというのもございますので、そういったところを一朝一夕にやるというようには簡単にいかないですが、そこを責任として明確にして、整理していきたいと考えているところです。

○会長 よろしいでしょうか。

(はい)

○会長 そのほかご意見、ご質問などいかがでしょうか。

私から1点伺いたいのですが、この人員基準の改定のところで、6,000人以上は常勤4人という新たな規定をつくられたそうですが、これによって、現在の地域包括支援センターの職員配置が変わるということもあるのでしょうか。

○事務局 現在、各地域包括支援センター3人のところ、また、既に4人のところがございます。ちなみに、現在、八つの地域包括支援センターのうち、圏域内人口が6,000人を超えるところは全部で六つございますが、4人のところは二つだけですので、それ以外のところにつきましては、増員をしていただかなければいけないことになってございます。増員ということになりますと、当然、その分の入件費がかかることになりますので、その辺の委託料の増等も当然、区として責任を持ってやっていくといったことでございます。

○会長 基幹型のほうには、法人派遣職員が4名入るということですけれども、今のご説明ですと、4カ所の地域包括支援センターは増員が必要ということですが、そこも対応するということになるのでしょうか。

○事務局 基幹型に4名来ていただけるかどうかまだ確定してはいないんですけど、4名来ていただくとすると、その分、各地域包括支援センターとしては、4名分欠員ができますので、その分をふやしていただかなければいけないですし、さらに、先ほど説明したように追加で4名ふやしていただかなければいけませんので、単純に考えると、8名分ふやしていただかなければいけないということになります。

○会長 人員的にとても充実した体制になるということですね。ありがとうございます。

そのほか、この議事(3)についてのご意見、ご質問などはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、続きまして、(4) 平成26年度介護予防支援業務委託事業所の承認について、追加分の説明をお願いいたします。

〈資料説明〉

○会長 議事(4)についてのご質問はございませんか。

○委員 毎回申し上げていて恐縮ですけれども、区外の施設について、きちんと審査をされているのかどうかは、質問の前にお話しいただきたいと思います。このリストだけいただいて、ただ、承認を審議していただきたいと言われても、承認しようがないと思いますので、それをまずご説明いただくべきことだと思います。

○会長 それでは、ご説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局 失礼しました。区外の9事業所でございますけれども、近郊のところもございますが、遠隔地もございます。これらにつきまして、区内ですと、当然、区として責任を持って、確認をしなければいけないところですけれども、遠隔地のものを全てきちんと確認はできない状況がございます。そういうことから、区外のものにつきましては、地元の地域包括支援センターより受託している状態、要するに、自治体できちんと確認できている状態ということをもって、豊島区内の事業所と同等の要求を満たすものとして判断しているものでございます。

○委員 ちょっと理解が私はできないんですけど。

○会長 どういった点でしょうか。

○委員 そうすると、区外については、誰に豊島区さんは確認されていますか。

○事務局 そこの地元の地域包括支援センターがやはりあるので、まず地域包括支援センターからそこの地元の地域包括支援センターに連絡をして、豊島区の指定の委託要件はこういうものがありますということで、まず資格要件をお伝えします。それから、都、豊島区でやっている研修内容もこういったことをやっていますということを、まずお伝えします。その中で、今度、あちらにある地域包括支援センターさんが豊島区の地域包括支援センターと同じように、やはり委託に出している事業者さんがありますので、その情報をもらって、契約を結ぶというふうになっています。

○委員 そうだとすると、豊島区のほうでは、遠隔地の地元の地域包括支援センターに確認しているという理解でいいのですか。

○事務局 はい。

○委員 そうであれば、それをやはり審議の前提としてお伝えいただいた上で、このリストはそれを前提にしていますと言っていただかないと、これだけ出されて、いいですかという問い合わせの方はないと思うのですが、これは毎回申し上げているかと思うので、その点はやはりきちんと議事に残る形で、お話しitただきたいと思います。

○事務局 申しわけございません。次回以降、きちんと説明したいと思います。

○会長 そのほかご質問などはいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、資料4の平成26年度介護予防支援業務委託事業所の承認、追加分について、ご了承いただけますでしょうか。

(はい)

○会長 ありがとうございます。

最後になりますが、(5)その他、説明をお願いいたします。

○事務局 あと1回、今年度運営協議会を開催したいと考えております。時期は平成27年3月13日(金)、時間は同じく6時からと考えております。

○会長 本日用意された議事は以上ですが、ほかに何かご意見はございますか。よろしいですか。

(なし)

○会長 地域ケア会議について、昨年度、とても検討されまして、充実したマニュアルをつくっていただきまして、それを今年度実施できているというところは、とても進歩している点です。ただ、きょうのこのケア会議の実施状況、そして、その中からの抽出された課題については、まだこの程度なのかなという思いがあるのも正直なところです。地区ごとの地域包括支援センターから出ている課題という点では、とても精密にきちんと出していただいている部分もございますので、今後、地域包括サポート係それから各地域包括支援センターの方々と、この地域ケア会議に出す前も検討されていると思いますけれども、より具体的な課題とか、困っている課題というところをもう少し絞っていただいて、提案できるようになっていくと、さらにいい地域ケア会議の成果につながってくるかと思います。

この地域ケア会議で共通課題として提案されたものの行き先としては、介護保険事業計画などへの反映というふうになってくるわけですので、そうなりますと、介護保険事業計画を見直しながら、この点が足らないとか、この点をもっと充実させてほしいとか、そういう議論にもつながってくるのではないかと思います。ですので、これは最初から100点満点のものをつくるために動いているものではないですので、日々成長発展しながら、この地域ケア会議を今後も進めていただければ、よりよいシステムづくりというところにつながってくるかと思います。

そのほか、何か皆さんのはうからご意見などございますか。よろしいですか。

(なし)

○会長 それでは、事務局からは何かありますか。あれば、お願いたします。

○事務局 特にございません。

○会長 それでは、本日、皆様のおかげで、早目に終了することができました。本日は、多くのご意見をいただきまして、ありがとうございます。

これをもちまして、本日は終了させていただきます。貴重なお時間をどうもありがとうございました。

(午後 7 時 0 8 分閉会)